

新型コロナウイルス対策

(令和2年3月23日決定事項)

ホクビシティホーム株式会社

シティホーム山鼻

○現状のコロナウイルス対策期間を令和2年4月15日まで延長とする。

- ・北海道知事による非常事態宣言終了後の感染者発生状況を確認するため。
- ・協力病院の中にも熱発者の受診拒否があるなど多くの病院でも面会制限をかけている状況が続くため。
- ・高齢者は重症化のリスクが高く慎重に検討する必要があるため。

【ご入居者様】

○ご家族様等による不要不急な面会の制限。(一部緩和)

※ご希望の方は1階にて短時間の面会のみ。

○ご入居者様のデイサービスの制限。(継続)

○外部事業者等によるサービス・イベントは基本中止。(一部緩和)

※訪問理美容については4月より来ていただく事とします。

○訪問診療等は1階にて受診し訪問歯科や定期受診は基本中止。(一部緩和)

※必要性のある方は1階にて受診していただきます。

○担当者会議や必要な面会の際は1階にて対応。(継続)

○施設内にて職員が行うレクリエーションは通常通り行う。(継続)

【職員】

○マスクの着用・咳エチケットの徹底。

○就業時など入館時の手洗い・還元水による消毒(ミニボトル配布)。

○手に触れる箇所の消毒。

○居室やフロアの換気。

○休日も人の集まるところは避ける。

○同居の家族に発熱が認められた場合は自宅待機。

○衣類(エプロン含む)や職場の清潔保持。

○外部の研修やイベントの参加制限。

○感染症等の影響に出勤できない職員が増えた場合は「緊急時対応期間」とする。

- ①食事の提供や排泄に関する介助を優先し、入浴介助や清拭は最低週1回行うこと。
- ②夜勤者は2人の確保を目指し、巡視は特別な配慮が必要な方以外は6時間毎とする。
- ③行事やレクリエーションの中止。
- ④「緊急時対応期間」であることをご家族様へ連絡する。